

○日田市地域おこし協力隊設置要綱

平成24年3月30日

告示第54号

(設置)

第1条 地域外の人材を積極的に活用し、本市の地域力向上と活性化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、日田市地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(協力隊の活動)

第2条 協力隊は、次に掲げる地域協力活動（以下「活動」という。）を行う。

- (1) 地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーションに係る活動
- (2) 空き店舗活用など商店街活性化に係る活動
- (3) 都市との交流事業・教育交流事業の応援に係る活動
- (4) 移住者受け入れ促進に係る活動
- (5) 地域メディアなどを使った情報発信に係る活動
- (6) 地域行事やイベントの応援に係る活動
- (7) その他目的を達成するために必要な活動

2 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）の活動時間は、市長と協議の上決定するものとする。

3 隊員は、その活動内容について業務日報により市長に報告しなければならない。

(平29告示43・一部改正)

(隊員の委嘱)

第3条 隊員は、次の各号のいずれかに該当し、日田市内に生活の拠点を移し、住民票を異動させる者であって、地域の維持及び活性化に意欲があるもののうちから、市長が委嘱する。ただし、委嘱を受ける前に既に日田市内に定住又は定着している者（既に住民票の異動が行われている者等）については、原則として含まない。

- (1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等に生活の拠点がある者
- (2) 他市町村の地域おこし協力隊員として、同一地域において2年以上活動し、かつ、解嘱後1年以内の者

(平29告示43・全改)

(隊員の委嘱期間)

第4条 隊員の委嘱期間は、1年以内とし、最長3年まで延長することができるものとする。

(平27告示48・平29告示43・一部改正)

(隊員の解嘱)

第5条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、隊員を解嘱することができる。

- (1) 疾病等のため、活動の遂行が困難であると認められるとき。
- (2) 隊員の地位を利用して、政治的活動、選挙活動及び宗教的活動を行ったとき。
- (3) 活動の内容が不適切であると認められるとき。
- (4) 自己の都合により解嘱の申し出があったとき。
- (5) 協議なく住所を当該隊員の活動区域外に移したとき。
- (6) その他隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(平29告示43・全改、平31告示33・一部改正)

(報償費)

第6条 隊員の報償は、予算の範囲内において支給するものとする。

(平29告示43・全改)

(手当等)

第7条 市長は、隊員に手当の支給を行わない。ただし、隊員の住居に関する費用を予算の範囲内で負担するものとする。

(活動に要する経費)

第8条 市長は、隊員の活動に要する経費を予算の範囲内において交付するものとする。

(平29告示43・全改)

(秘密を守る義務)

第9条 隊員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(平28告示68・旧第10条繰下、平29告示43・旧第11条繰上)

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平28告示68・旧第11条繰下、平29告示43・旧第12条繰上)

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日告示第68号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(日田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱の一部改正)

2 日田市地域おこし協力隊起業支援補助金交付要綱(平成27年告示第46号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則 (平成31年4月1日告示第33号)

この告示は、公示の日から施行する。